

池田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 7 (2025)年度 ～ 令和 12(2030)年度

令和 7 (2025)年 4 月

池田町

目 次

1	背景	1
(1)	気候変動の影響	1
(2)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3)	地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
(4)	2050 年二酸化炭素排出実質ゼロの表明	2
2	基本的事項	3
(1)	目的	3
(2)	対象とする範囲	3
(3)	対象とする温室効果ガス	3
(4)	計画期間	3
(5)	上位計画及び関連計画との位置付け	3
3	温室効果ガスの排出状況	4
(1)	温室効果ガス総排出量	4
4	温室効果ガスの排出削減目標	5
(1)	目標設定の考え方	5
(2)	温室効果ガスの削減目標	5
5	目標達成に向けた取組み	6
(1)	取組みの基本方針	6
(2)	具体的な取組内容	6
(3)	重点的な取組み	8
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1)	推進体制	8
(2)	計画の進行管理等	8

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3(2021)年8月には、IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されており、地球温暖化を抑えるためには、温室効果ガス排出の削減を継続的に進めていくことが不可欠となります。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27(2015)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30(2018)年に公表されたIPCC(1.5℃特別報告書)によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃までに正味ゼロとすることが必要とされ、この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2(2020)年10月に、国は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。

令和3(2021)年6月には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、パリ協定及びカーボンニュートラル宣言を踏まえた2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけるとともに、国・地方脱炭素実現会議においては地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、特に2030年までに集中して行う取組施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策について「地域脱炭素ロードマップ」が示されました。

また、同年 10 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画が 5 年ぶりに改定され、改定された地球温暖化対策計画では 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、中期目標として令和 12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25(2013)年度比 46%削減することとし、さらに 50%の高みに向けて挑戦し続けることを掲げました。

(4) 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロの表明

環境省では 2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロとすることに取り組むことを表明した地方公共団体を『ゼロカーボンシティ』として国内外に発信しており、令和 6(2024)年 9 月末時点で、1122 の自治体がゼロカーボンシティの表明をしています。

池田町においても、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐために、町民・行政・事業者等が一体となり「2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」に向けて挑戦する旨を「池田町気候非常事態宣言」として令和 2(2020)年 2 月 28 日に表明しました。

本計画では、公共施設のゼロカーボンを目指した取り組みとして、建築物や機器・設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入拡大と電力の転換、ごみの発生抑制と資源化などを推進します。



池田町気候非常事態宣言

世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しています。近年では、日本においても猛暑や台風の大規模化、集中豪雨など、各地で異常気象による被害が頻発し、令和元年 10 月の台風 19 号は、長野県にも甚大な被害をもたらしました。WMO（世界気象機関）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解を示しています。

2015 年に気候変動の脅威に世界全体で対応するための国際的な枠組みであるパリ協定が採択されました。この目的を達成するためには、世界全体であらゆる関係主体が直ちに抜本的な削減策を講じ、それを継続的に進めていくことが非常に重要です。

このような背景から、本町は気候変動が人類にとって著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

- 1 気候変動の現状について町民や事業者と情報を共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。
- 2 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 3 森林などの豊かな自然環境を守ることにより二酸化炭素を抑制し、良好な自然循環を実現します。

令和 2 年 2 月 28 日

池田町長 **寛 聖 章**

2 基本的事項

(1) 目的

池田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

町事務事業編の対象範囲は、町の事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

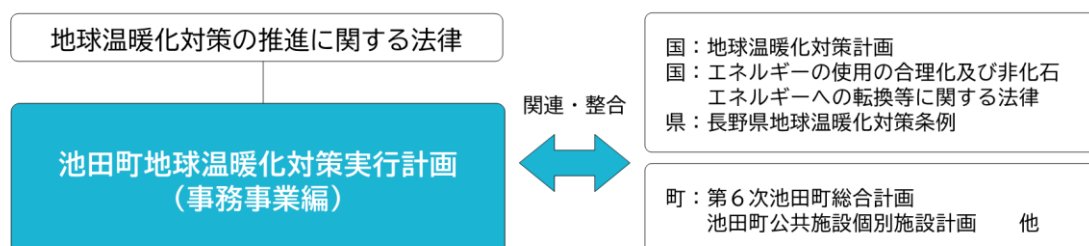
(4) 計画期間

令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度末までを計画期間とします。また、必要により随時計画の見直しを行います。

令和 5（2023）	令和 6（2024）	令和 7（2025）	…	令和 12（2030）
基準年度		計画開始		目標年度
				

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和5(2023)年度において、1,824.1 t-CO₂ となっています。(令和4年3月 環境省 地方公共団体実行計画「事務事業編」策定・実施マニュアル本編等により算定)

排出の要因について、エネルギー種別では、電気が全体の 72.9%を占め、次いで灯油 23.2%、ガソリン 1.5%、A重油 1.2%、軽油 0.6%、液化石油ガス(LPG)0.6%となっています。

また、事務・事業分類別では、上下水道事業(管理施設：高瀬浄水園、上水道揚水ポンプ等)が全体の 28.9%を占め、次いで福祉事業(管理施設：総合福祉センター、企業センター)26.5%、学校保育事業(管理施設：認定こども園、小中学校、児童センター等) 21.1%、生涯学習事業(管理施設：交流センターかえで、総合体育館、多目的研修センター等) 15.4%、庁舎等(管理施設：役場庁舎)6.6%、その他が 1.5%となっています。

基準年度（令和5(2023)年度）におけるエネルギー種別の温室効果ガス排出量

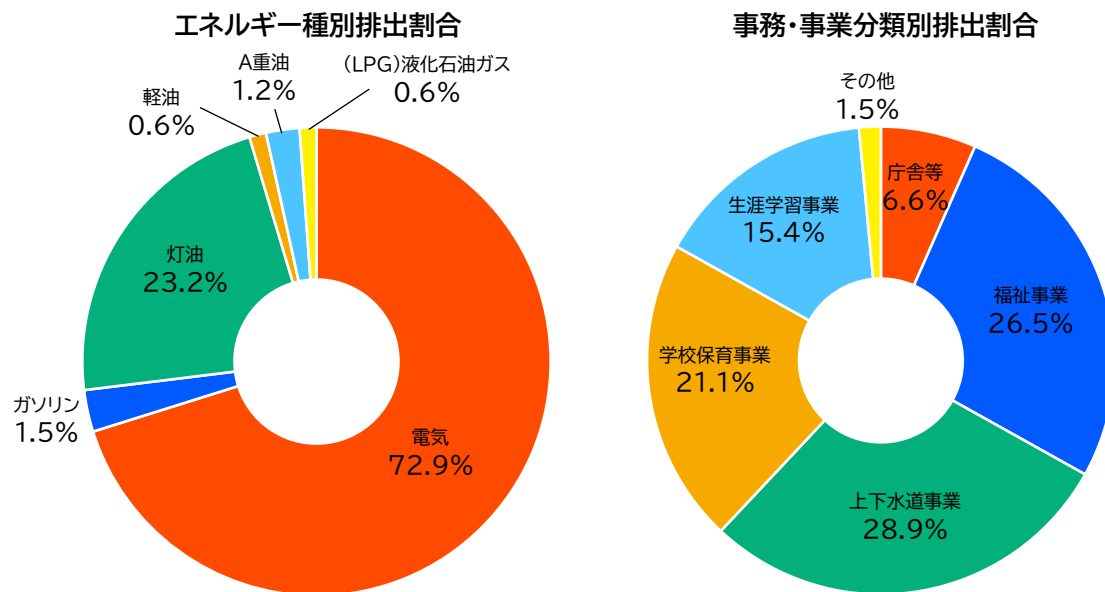
種別	燃料使用量	温室効果ガス排出量	排出割合
電気	3,099,259.0 kwh	1329.8 t-CO ₂	72.9 %
ガソリン	12,015.1 ℓ	27.8 t-CO ₂	1.5 %
灯油	170,226.1 ℓ	423.8 t-CO ₂	23.2 %
軽油	3,993.9 ℓ	10.3 t-CO ₂	0.6 %
A重油	8,000.0 ℓ	21.7 t-CO ₂	1.2 %
(LPG)液化石油ガス	3,638.3 m ³	10.7 t-CO ₂	0.6 %
合計		1,824.1 t-CO ₂	100.0 %

基準年度（令和5(2023)年度）における事務・事業分類別温室効果ガス排出量

施設分類	排出量(t-CO ₂)	排出割合
庁舎等	119.4	6.6 %
福祉事業	482.6	26.5 %
上下水道事業	527.7	28.9 %
学校保育事業	384.7	21.1 %
生涯学習事業	281.6	15.4 %
その他	28.1	1.5 %
計	1,824.1	100.0 %

※ その他の施設 消防詰所、防災倉庫、バスセンター、公衆トイレ、大峰高原トイレ、道路照明 他

※ 指定管理等により CO₂ 排出量の算定できない施設(道の駅、シェアベースにぎわい 等)は除外



4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

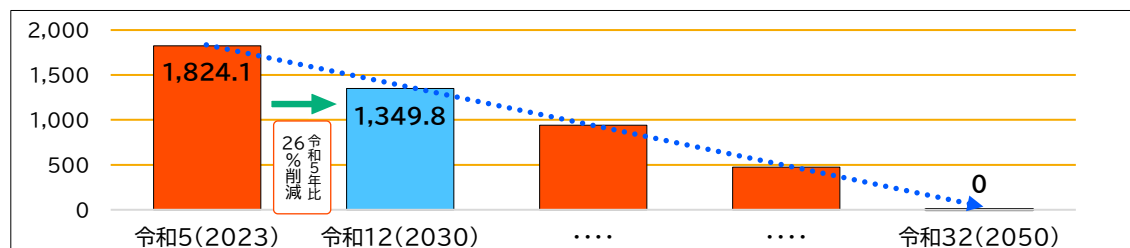
国・県の実行計画等を踏まえ、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

なお、削減量は令和5(2023)年度における事務・事業を基準とし、新設する建物、施設等については、新技術の導入などで省エネルギーに努め、その増加分は含まないものとします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

池田町気候非常事態宣言における「2050 年二酸化炭素排出量の実質ゼロ達成」に向け段階的にCO₂の削減を図るため、目標年度(令和12(2030)年度)に、基準年度(令和5(2023)年度)比で26%削減することを目標とします。

令和5(2023)年度 (基準年度)	令和12(2030)年度目標値 (目標年度)	削減率
1,824.1 t-CO ₂	1,349.8 t-CO ₂	26 %



5 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量、灯油・ガソリン等の燃料使用量や、紙・水等の資源使用量、廃棄物排出量の削減に取り組めます。

また、町民サービスへの影響やコストなどを総合的に考慮しながら、業務改善やその他の取り組みにより、温室効果ガス排出量、その他環境負荷の低減に努めます。

(2) 具体的な取組内容

① 電気使用量の削減への取組み

- ▶ 始業前、残業時等における不要な照明の消灯を行う。
- ▶ 使用頻度が低い会議室、ロッカー室、倉庫、トイレ等の照明は、使用時のみ点灯する。
- ▶ パソコンやコピー機の省電力モードの有効活用を図る。
- ▶ 夜間・休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。
- ▶ 服装を工夫し、冷暖房の使用を抑える。
- ▶ 施設における機器（照明器具や熱源機器(冷凍機、ボイラー)など）について、定期的に点検・清掃・交換等を実施し、適正な管理を行う。
- ▶ 使用後の消灯を呼びかける掲示をするなどして、施設利用者への啓発を行う。
- ▶ 冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安として室温管理を行う。
- ▶ 使用していない部屋の空調は停止する。

② ガソリン使用量の削減への取組み

- ▶ 公共交通機関の利用、公用車の相乗り等により、公用車の使用削減に努める。
- ▶ 近距離の用務では公用車の使用を控え、徒歩や自転車での移動を検討する。
- ▶ エコドライブにより、安全で環境に優しい運転を心がける。
- ▶ ハイブリッド車、電気自動車等の低燃費・低公害車の導入に努める。
- ▶ 公用車の使用状況を把握・点検し、適正な使用と配備を行う。

③ 灯油・A重油使用量の削減への取組み

- ▶ 冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安として室温管理を行う。
- ▶ 使用していない部屋の空調は停止する。

④ ガス使用量の削減への取組み

- ▶ ガスの適正使用に努める。

⑤ 節水の推進

- ▶ 日常的に節水を励行する。
- ▶ 施設の水量・水圧の調節を行い、節水に努める。
- ▶ 水道使用量の定期的な点検により、漏水を早期に発見し修繕を行う。
- ▶ 節水についてトイレ等に掲示するなどして、施設利用者への啓発を行う。
- ▶ 節水こま、感知式洗浄弁、自動水栓等の節水型機器の導入を推進する。

⑥ ゴミの減量・資源化に関する取組み

- ▶ ごみの分別を徹底して行う。
- ▶ 使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
- ▶ リターナブル容器（瓶、返却可能な容器等）に入った製品を優先的に購入・使用する。
- ▶ 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。
- ▶ コピー機、プリンター等のトナーカートリッジのリサイクルを行う。
- ▶ 庁内向けの資料等は、グループウェア等を活用して用紙の使用を削減する。
- ▶ 公表する資料等はホームページに掲載するなどして、冊子等の作成を必要最小限にする。
- ▶ 研修・説明会等では、プロジェクター等を活用して、配付資料を少なくする工夫をする。
- ▶ 電子化された資料は、パソコン等の画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限にする。
- ▶ 両面印刷、縮小・集約印刷等を徹底し、用紙の使用を削減する。
- ▶ 事務手続きの簡素化を推進し、紙による作業を必要とする事務を可能な限り削減する。
- ▶ 各種通知について、書面の郵送からインターネット等を活用した方法への切り替えを検討する。

⑦ 環境に配慮した物品購入の推進

- ▶ 環境ラベリング（エコマーク等）対象製品を優先的に購入する。
- ▶ 間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。
- ▶ 修理や部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。

⑧ 施設の新築・改修等に関する取組

- ▶ 照明における LED 等の高効率照明への取替えを推進する。
- ▶ 施設の新築・改修等においては、環境負荷に配慮したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を推進するとともに、環境に配慮した工事を実施する。
- ▶ 各施設で調達する電力について、二酸化炭素排出係数の低い電力への切替えを検討する。
- ▶ 太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの採用を検討する。

⑨ イベント等の実施における環境配慮

- ▶ 大量の廃棄物が発生しないよう、廃棄物の減量・リサイクルを行う。
- ▶ 公共交通機関の利用に配慮した場所の選定を行い、参加者に利用を呼びかける。
- ▶ イベント等の案内はインターネット等を活用し、パンフレット等の印刷は必要最小限とする。
- ▶ 資材、物品等の購入にあたっては、環境に配慮したものを優先的に購入する。

⑩ 事業、業務の効率化、合理化による取組み

- ▶ 各種申請・届出をインターネットで、自宅・職場から行えるようにする。
- ▶ 文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄までの流れを電子的に管理する総合的な文書管理システムを導入する。
- ▶ マイナンバーカードの利用促進により事務処理や申請書類等を簡略化する。

⑪ 2050 ゼロカーボンに向けた取組み

- ▶ 令和 32（2050）年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、県などの関係機関と連携しながら、各部署が所管業務の中で取り組む持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を精査し、推進する。

(3) 重点的な取組み

前項に掲げる具体的な取組みのうち、以下を重点取組みとして実施します。

施設における照明の LED 化

既存施設の照明について、計画的に LED 化を進めます。また、新設する施設の照明は、全て LED とします。

	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
既存施設における LED 化の達成率	—	80.0 %	100.0 %

※ 倉庫等、使用時間が短い場所は除く

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

① 庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の対策推進責任者（各課長等）で構成し、取組み方針の指示を行います。また、町事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 庁内委員会事務局

住民課長を事務局長とし、環境係は庁内委員会の運営事務の全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(2) 計画の進行管理等

① 計画の進行管理の考え方

本計画の進行管理は、PDCA による継続的改善に基づき、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推進するものとします。

② 点検・評価・見直し

報告された進捗状況について、庁内委員会において点検・評価し、事務・事業の動向や取組状況等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

③ 公表

温室効果ガスの排出量や取組状況等について、町ホームページ等により公表します。